

## 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可 (1号及び2号発電用原子炉施設の変更) —使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等—

令和4年12月21日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、標記の発電用原子炉設置変更許可について、審査書案に関する意見（以下「提出意見<sup>1</sup>」という。）に対する考え方につき了承を得ることについて諮るとともに、当該考え方並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、審査の結果を取りまとめ、発電用原子炉設置変更許可を決定することについて付議するものである。

### 2. 経緯

令和元年6月14日に関西電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき高浜発電所の重大事故等対処設備である使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に係る発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）が提出された。また、令和4年5月13日、6月9日及び8月10日に、同社から同申請書の補正書が提出された。

原子力規制委員会は、本件申請について、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、令和4年11月2日、審査の結果の案を取りまとめ、審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととした。

### 3. 意見募集の実施結果等

- (1) 期間：令和4年11月3日から同年12月2日まで（30日間）
- (2) 対象：関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案
- (3) 方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX
- (4) 提出意見数：3件<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 行政手続法第42条では、命令等制定機関が、意見公募手続を実施して命令等を定める場合に、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を「提出意見」と規定している。なお、本意見募集は行政手続法に基づくものではないが、同法の規定に準じて実施している。

<sup>2</sup> 意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づくもの。

#### 4. 提出意見に関する考え方

提出意見に対する考え方について別紙1のとおり了承いただきたい。  
寄せられた意見は全て、原子力規制庁において保存し、法令に従い開示する。

#### 5. 原子力委員会への意見聴取の結果

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴いたところ、別紙2のとおり「本件申請については、(中略)当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である」との答申があった。

#### 6. 経済産業大臣への意見聴取の結果

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を聴いたところ、別紙3のとおり「許可することに異存はない」との回答があった。

#### 7. 審査の結果

審査書については、提出意見等を踏まえ、別紙4添付のとおりとする。本申請が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るものに限る。)、第3号及び第4号に適合しているものと認められるとの結論に変更はない。

以上のことから、別紙4のとおり審査の結果として取りまとめることを決定いただきたい。

#### 8. 発電用原子炉設置変更許可処分

以上を踏まえ、本件申請が原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準のいずれにも適合していると認められることから、同法第43条の3の8第1項の規定に基づき、別紙5のとおり許可することを決定いただきたい。

[附属資料一覧]

- 別紙 1 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案に対する御意見への考え方（案）
- 別紙 2 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
- 別紙 3 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可に関する意見の聴取について（回答）
- 別紙 4 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
- 添付 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（修正案）
- 別紙 5 高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（案）
- 参考資料 1 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（修正案）（令和4年11月3日意見募集版からの変更見え消し）
- 参考資料 2 高浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設の使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に関する審査概要（令和4年度第48回原子力規制委員会（令和4年11月2日）資料2抜粋）

**関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書**

**(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方**

年 月 日

### Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

御意見の概要	考え方
<p>【技術者に対する教育・訓練】</p> <p>➤ 審査書によれば、申請者は（１）（２）（４）について「教育及び訓練を実施する」としているが、単に「教育及び訓練を実施する」だけでは、それが職員に定着したか確認がなされていないものであって、職員一人一人に対する「試験」によってその定着を確認することが必須である。当然「合格点」を取らなかった職員は、運転に携わらせることはできない。</p> <p>また、「試験」を行うに当たっては、不正防止を徹底すること、「試験」の記録を長期間保存すること、「試験」の記録を公開すること、が必要である。</p>	<p>➤ 技術者等に対する教育・訓練の審査では、申請者が職能や目的に応じた基礎、一般及び専門知識・技能の習得、原子力安全に必要な技術的能力の維持及び向上のための教育実施計画を策定し、教育・訓練を実施する方針を確認しています。</p> <p>その方針に基づいた教育・訓練の具体的な実施方法や力量管理に関する事項は申請者が保安規定で定めて認可を受けるものであり、その遵守状況は原子力規制検査を通じて監視していきます。</p>

審査書案	
御意見の概要	考え方
<p>➤ 自主的対策の許可意義が漠然的で水準が謎めいています 尚又、社の追加自主的対策は皆無とし、然し国は是と論じた経緯の論説が欠けています 原初に立ち返れば、国が自主的対策の是非を断じ管理する構造は再考余地有りですけど、自主的対策に際し是非を断ずる水準を有する以上、国は追加自主的対策が皆無とした点に際し追加関与が必要や思いませんか</p>	<p>➤ 重大事故等に係る事業者の自主的対策については規制要求の対象ではなく、自主的な対応により重大事故等への対処をより確実に実施する方針であることを審査の中で確認することとしています。本申請の使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等では、既許可申請の自主的対策の内容に変更がないことを確認しています。</p>

審査書案の表記	
御意見の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 8ページの13行目「もって」と、14ページの最下行から上に1行目「持って」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> <li>➤ 7ページの12行目「事務系職員」は「事務系社員」のほうがよい。同9行目の例と同様に。</li> <li>➤ 7ページの12行目「更に」は「さらに」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</li> <li>➤ 7ページの25行目「管理職を配置する」は「管理職の職位として配置する」のほうがよい。同32行目の例と同様に。</li> <li>➤ 9ページの19行目から10ページの18行目までの記載内容の主語は「申請者」とであると理解してよろしいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 御意見を踏まえ、「もって」に統一します。</li> <li>➤ 御意見のとおりですので、修正します。</li> <li>➤ 御意見のとおりですので、修正します。</li> <li>➤ 当該箇所は、本店の保安に関する管理職を発電用原子炉主任技術者として配置するとの趣旨で記載したものです。趣旨を明確にするため、以下のとおり修正します。 「発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うこととし、発電用原子炉施設の運転に関して必要な指示ができるよう、職務の独立性を確保するために本店の保安に関する管理職からを配置する。」</li> <li>➤ 当該箇所は、設置許可基準規則の解釈及び重大事故等防止技術的能力基準の解釈により規制要求の内容を説明するものですので、そのことが明確になるよう、記載を修正します。</li> </ul>